

# 令和7年度の事業計画書

令和7年1月1日から令和7年12月31日まで

特定非営利活動法人あきた結いネット

## 1 事業実施の方針

### テーマ1 『続・属人化からの脱却』

- ①2024年から継続のテーマとしてキャリアパスに連動した研修プログラムの確立。
- ②各部門の事業マニュアルをブラッシュアップし、形骸化を防ぐ。
- ③職務・職責を理解した事業の運営を進める。

### テーマ2 『広報活動の強化』

- ①社会的インパクトを可視化・データ化し、積極的に広報活動に取り組む。
- ②広報誌、SNS、ホームページの運用の見直しを行う。
- ③講演用レジュメの整備を行い管理職以上が外部に発信しやすい環境を整備する。

### テーマ3 『全事業の見直しと調整』

- ①新規事業の課題を浮き彫りにし、事業が安定的に行えるよう調整を行う。
- ②既存の事業の継続可否について検討する。
- ③適切な人員配置と労務管理を行う。

### テーマ4 『地域と共に』

- ①秋田市桜（6つ子広場）と南通（story cat）のオープンスペースを有効活用し、地域の居場所・拠点となるよう整備する。
- ②コミュニティ食堂、キッチンカー、カフェなどの事業を拡大し、ボランティアの協力も得ながら事業運営する。

2 事業の実施に関する事項  
特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
①生活基礎支援事業	・地域から、食料、衣類、日用品、消耗品等の寄付を募る。 ・回収した物資を秋田豪雨で被災された方や生活困窮者等に分配する。	(A)基本的には随時受け付けの体制とする。 (B)秋田市内等主たる場所として本部事務所 (C)ボランティアを含め20人	(D)秋田豪雨の被災者、生活困窮者など (E)500人	0
	トータルライフ支援事業「結いの手」 (1)身元保証事業	(A)随時 (B)秋田市内 (C)3人(兼務含む)	(D)身寄りのない方、頼れる親族のいない方 (E)20人	1,000
	トータルライフ支援事業「結いの手」 (2)財産管理委任事業	(A)随時 (B)秋田市内 (C)3人(兼務含む)	(D)金銭管理が困難な状況にある方 (E)15人	—
②住居確保に関する事業	相談支援付き住宅の運営	(A)随時 (B)相談支援付き住宅秋田市内に6人分 (C)3人(兼務含む)	(D)住宅に困窮している者。 (E)延べ30人	500
	法務省から自立準備ホームの受託。	(A)随時 (B)住居確保に関する事業での空室を利用 (C)3人(兼務含む)	(D)犯罪等が理由で行き場のない者 (E)年間5人	500
	シェアハウス(共同生活住居)の運営	(A)随時 (B)秋田市内に5人分 (C)3人(兼務含む)	(D)共同生活を希望する者 (E)3人	1,600
	サブリース住居の運営	(A)随時 (B)秋田市内に3人分 (C)3人(兼務含む)	(D)住宅に困窮している者 (E)3人	1,200
	虐待ケース等(DV含む)の一時的避難場所の確保。	(A)随時対応 (B)秋田市内2世帯分 (C)3人(兼務含む)	(D)行き先、施設等の入所先が見つからず緊急保護の必要性がある者。 (E)20人	0

③高齢者福祉サービス事業	実施予定なし			
④障害者福祉サービス事業	グループホームの運営	(A)随時 (B)GH 結い花 (5人) GH story cat+ (5人) サテライト (4人) (C)管理者1名 サービス管理責任者1名 世話人4名	(D)グループホームの利用を希望する障がい者 (E)14人	22,000
	就労継続支援 B 型 story cat	(A)事業所開所日 (B)秋田市南通 (C)管理者兼サービス管理責任者1名、他4名	(D)福祉的就労を希望する障がい者 (E)20名	20,000
⑤就労支援事業	飲食事業 キッチンカー、弁当製造、菓子製造、カフェ営業	(A)事業所開所時、イベント出店時 (B)story cat story cat+ (C)3人	(D)地域住民、働く意欲のある就労困難者 (E)200人	5,000
	スーツの無料レンタル	(A)事業所開所時 (B)story cat (C)story cat 職員	(D)面接等でスーツが必要な地域住民 (E)10人	0
	生活困窮者就労訓練事業開設準備	令和7年3月以降に登録予定		500
⑥余暇支援事業	各種事業利用者の食事会や交流会	(A)年2～3回 (B)－ (C)10人 (ボランティア含む)	(D)当法人の事業利用者 (E)50人	50
	寄付品食堂 (手作り弁当、菓子のお届け)	(A)年2～3回 (B)－ (C)10人 (ボランティア含む)	(D)当法人の事業利用者他 (E)50人	50
⑦相談支援事業	相談者、入居者、利用者等の相談受付、各種手続きの同行。 委任状に基づいた各種手続きの代行等。	(A)随時 (B)本部事務所 (C)3人 (兼務含む)	(D)当法人が対象とする全ての地域住民 (E)不特定多数	500
	住宅確保要配慮者居住支援法人の運営	(A)随時 (B)本部事務所 (C)5人 (兼務含む)	(D)住居に困っている地域住民 (E)不特定多数	4,000
⑧その他、第3条の目的を達成するために必要と思われる事業	休眠預金事業 秋田豪雨復興支援 (3年継続事業2年目)	(A)令和6年4月～ (B)秋田市桜 (C)2人	(D)秋田豪雨被災者 (E)200世帯以内	8,000
	協働事業 (子育て応援 Seed) 面会交流支援事業 (名称：おやこ面会交流支援たねむすび)	(A)令和7年4月～ (B)法人本部1階 オープンスペース『6つ子広場』 (C)10人 (+外部サポーター含む)	(D)子の面会交流にサポートが必要な世帯 (E)20人	100